

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
第 2 回競技式典専門委員会会議結果概要

1. 日 時

令和 6 年 4 月 24 日 (水) 14:00～14:56

2. 場 所

甲賀市役所 3 階 会議室 301

3. 出欠状況

出席者 20 名 (内代理出席者 2 名) 欠席者 1 名

4. 内 容

〈報告事項〉

第 1 号報告 委員の変更について

第 2 号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について

第 3 号報告 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察報告について

第 4 号報告 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技会場の設計について

〈協議事項〉

①第 1 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市情報通信基本計画 (案)

承認

②第 2 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市式典実施要項 (案)

承認

5. 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第2回競技式典専門委員会



**KOKA
CITY**



日時：令和6年4月24日（水）午後2時

場所：甲賀市役所 3階 会議室301

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

《本市開催競技》

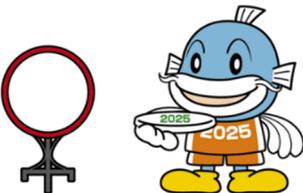
第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

【正式競技】			【特別競技】
<p>軟式野球 （成年男子）</p>  <p>10/4（土）～6（月） 甲賀市民スタジアム</p>	<p>ゴルフ （少年男子）</p>  <p>9/28（日）～30（火） ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p>サッカー （少年男子・ 少年女子）</p>  <p>10/3（金）～5（日） 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p>高等学校野球 （軟式）</p>  <p>9/29（月）～ 10/2（木） 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p>グラウンド・ゴルフ</p>  <p>9/13（土）～14（日） 水口スポーツの森</p>	<p>ソフトバレーボール</p>  <p>水口体育館</p>	<p>カローリング</p>  <p>水口体育館</p>	

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

【正式競技】	
<p>フライングディスク</p>  <p>水口スポーツの森</p>	<p>ボッチャ</p>  <p>水口体育館</p>

目 次（次第）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

第1号報告

委員の変更について P 1

第2号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について P 2

第3号報告

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告について P 3

第4号報告

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技会場の設計について P 7

4. 協議事項

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市情報通信基本計画（案） P 8

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市式典実施要項（案） P10

5. 閉 会

（参考資料）

資料1 競技式典専門委員会委員名簿 P12

資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市競技運営基本計画 P13

資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市式典基本計画 P15

資料4 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画 P16

資料5 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則 P18

資料6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程 P23

資料7 甲賀市開催競技会場図面 (別冊)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則第13条第4項において準用する、会則第8条第1項に基づき、令和5年8月23日以降における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会競技式典専門委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

委員会役職名	所属団体・役職名	新任者	前任者	変更日
委員	建設部建設管理課 課長	椎野 康浩	薄井 寛喜	令和6年4月1日

(※) 人事異動に伴うもの。

この名簿は、令和6年4月12日現在で事務局が把握している方のみを掲示していますので、他に変更があった場合には専門委員会時に名簿を差替えさせていただきます。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について

【わた SHIGA 輝く国スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

競技名	大会名	期日	競技会場
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権大会	令和6年11月2日(土)～4日(月・祝)	甲賀市民スタジアム
高等学校野球(軟式)	令和6年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	令和6年11月9日(土)・10日(日)・16日(土)	甲賀市民スタジアム
サッカー	第60回全国社会人サッカー選手権大会	令和6年10月18日(金)～23日(水) ※甲賀市会場は19日(土)・20日(日)	水口スポーツの森陸上競技場

※ゴルフ競技については、リハーサル大会の実施なし。

【わた SHIGA 輝く障スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

競技名	大会名	期日	競技会場
ボッチャ	未定	令和7年5月25日(日)	水口体育館
フライングディスク	未定	令和7年5月25日(日)	水口スポーツの森陸上競技場

令和5年1月26日(木)開催のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会第12回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程が決定されました。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告について (競技式典)

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の概要について

当初、2020年に第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。

(2) 視察日程

①かごしま国体

競技	視察期間	視察市町
ゴルフ	9月19日(火)～22日(金)	霧島市、始良市
高等学校野球(軟式)	10月7日(土)～11日(水)	出水市
軟式野球	10月12日(木)～16日(月)	鹿児島市、薩摩川内市、日置市
グラウンドゴルフ	9月23日(土)～24日(日)	霧島市

②かごしま大会

競技	視察期間	視察市町
ボッチャ	10月27日(金)～29日(日)	指宿市
フライングディスク	10月27日(金)～30日(月)	鹿児島市

(3) かごしま国体視察報告

①競技会場、練習会場

野球競技は、各市既存施設の野球場を国体開催にあたり一部改修等を行い競技会場として使用されていた。特にスコアボードは、LED表示へ改修された会場が多くあり、競技運営や式典に活用されていた。甲賀市においても、甲賀市民スタジアムのスコアボードやトイレの改修、多目的グラウンドの人工芝増設やネット改修を今後実施する予定。

野球競技における練習会場は、公営の野球場およびグラウンドや大学、高等学校の野球場を借用されていた。事前に競技用具、グラウンドの整備を行い、当日は競技役員や競技会係員(市職員)を配置し運営を行っていた。



ゴルフ競技は、民間のゴルフ場を借用して競技が実施されており、甲賀市においても会場となるベアズパウジャパンカントリークラブと本大会に向けた調整、協議を行いながら準備を進めている。

②競技運営・競技会運営

【受付】

選手・監督・競技役員等競技関係者の受付は競技団体および競技補助員が担当し、報道員・視察員等行政側の受付は競技会係員（市職員）およびボランティアが担当されていた。野球競技は、球場外にテントを設置し、場所をわけて受付、ゴルフ競技は、選手・監督・競技役員・競技補助員はクラブハウス内で、競技会係員・競技会補助員・視察員・報道員はクラブハウス外でと場所を分けて受付を実施していた。観光パンフレットやミニプログラムを配布するなど案内業務を兼務している競技もあった。

甲賀市では、今後、動線や受付時の混雑緩和を考慮した受付場所の配置と受付方法の検討を引き続き進めていく予定。



【記録】

各競技会場に記録本部が設置され、競技団体が競技記録の集計を行い、競技会係員（市職員）と連携しながら共催市町間の報告業務や組合せ表示板への試合結果記入等を行っていた。共催競技は、幹事市が競技記録集約会場として競技記録を集計し、総合成績を県記録本部へ報告する業務を行っていた。

甲賀市においても各競技会場に記録本部を設置し、競技団体、県実行委員会と連携し記録業務に関する責任者等の選出や業務内容の把握、検討を行っていく予定。



【式典】

視察会場においては開始式の実施はなく、軟式野球競技では始球式が実施されていた。始球式では市長、地元中学生やご当地キャラクター等が投球し、会場によって趣向を凝らした内容となっていた。

表彰式は、競技ごとに実施内容に違いがあるものの、競技団体の主体で実施され、市実行委員会が補助的な役割を担っていた。表彰状（賞状）は、県から送付された印刷のデータに、チーム名や個人名、順位等を入力し印刷する方法で対応されていた。また、上位チームには地域の特産品などの副賞が準備されていた。

甲賀市では、今後、競技ごとの式典をどのように運営していくのか競技団体と役割分担など協議を進めていく予定。



【代表者会議・監督会議】

協議前日に公営施設や競技本部宿舎のホテルを会場に競技団体主体で開催され、市実行委員会からは、宿泊や輸送交通に関する部分について注意事項等を説明されていた。

甲賀市では、諸会議についても共催市町および競技団体と検討を進めている。



【公開競技：グラウンドゴルフ】

競技団体が主体となって競技運営を実施し、一部おもてなしエリアに市職員が配置されていた。参加者は500名以上になるが、参加者・役員ともに競技運営に慣れておられる為、大会運営は非常にスムーズであった。ふるまいコーナーや売店コーナーが大変賑わっており、甲賀市での開催時においても参加者の方々に満足いただけるおもてなしができるよう検討を進めていく予定。



(4) かごしま大会（障スポ）視察報告

競技運営については競技団体、競技会運営については県実行委員会が主体となり実施されていた。国体に比べ多くの競技補助員やボランティアの動員があった。フライングディスク競技では、各県選手団に数日間帯同したチームボランティアと選手団間でメッセージの交換や撮りためた写真のプレゼントなどの交流セレモニーが最終日に行われ、ボランティアにとっても参加意義のある大会であると感じられた。

甲賀市において開催されるフライングディスク競技、ボッチャ競技についても事前準備や開催当日の競技会運営は県実行委員会が主体で市実行委員会と協力しながら行われる。



わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技会場の設計について

(1) 会場設計業務委託業者

株式会社セレスポ 滋賀営業所

(2) 委託期間

令和5年8月1日(火)～令和6年3月14日(木)

(3) 成果物(図面関係)

- ① 競技会場配置計画図
- ② 仮設物設計配置計画図
- ③ 動線・ゾーニング計画図
- ④ 諸施設配置計画図

※ 軟式野球、高等学校野球(軟式)についてはリハーサル大会用・本大会用で作成。
ゴルフ競技については、リハーサル大会が開催されない為、本大会用のみ作成。

(4) 各競技の会場レイアウト等のポイント

【軟式野球競技・高等学校野球(軟式)競技】

(リハーサル大会)

- ・軟式野球から高等学校野球へ仮設物を転用することにより経費削減を図る。
- ・おもてなし会場は軟式野球のみ実施。
- ・計画輸送に関する仮設物等を削減。

(本大会)

- ・高等学校野球から軟式野球へ仮設物を転用することにより経費削減を図る。
- ・おもてなし広場をスタジアム前の駐車場に設置。
- ・カームダウンスペース、赤ちゃんの駅を設置。

【ゴルフ競技】

(本大会)

- ・シャトルバスの乗降場とおもてなし会場を近づけることで、一般観客のおもてなし会場への誘導を実施。
- ・ローピングでのAD制限区域の明確化。
- ・受付時の混雑緩和を図る為、区分別に受付場所を分散して配置。
- ・カート置き場の一部に救護所、カームダウンスペース等を配置。
- ・スターティングテラスを利用した表彰式会場を計画。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市情報通信基本計画（案）

1 目的

「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）において、甲賀市で実施する情報通信業務については、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市競技運営基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」）及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関、関係団体等の協力を得て、情報通信設備及び情報通信体制の整備を図り、円滑な国スポの運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

2 内容

（1）情報通信設備の整備

国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

（2）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を正確かつ迅速に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報通信体制

大会参加者等へ競技記録等を迅速に提供するための情報通信体制を整備する。

3 その他

（1）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

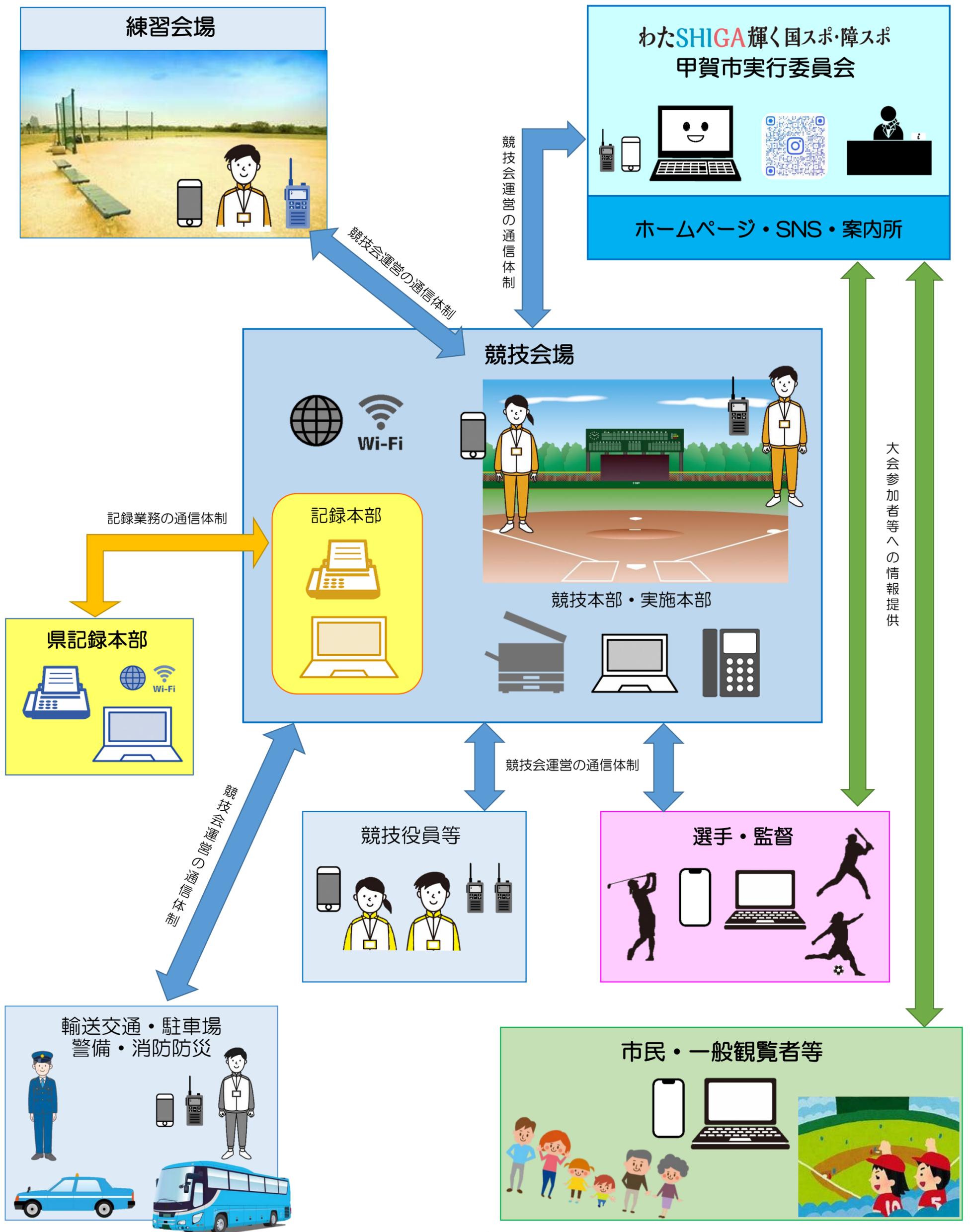
（2）競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの計画を準用する。

（3）「わた SHIGA 輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における情報通信体制の整備については、県実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和6年 月 日から施行する。

【情報通信体制の整備イメージ図】



わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市式典実施要項（案）

1 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」及び「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市式典基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポにおける式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、競技運営や選手のコンディションを配慮した上で、競技団体・関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

(1) 式典の運営は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会、競技団体、関係機関、関係団体等が連携し行う。

(2) 式典の運営に必要な人員は、甲賀市内及び近隣市町の学校及び関係機関、関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD、メディアプレーヤー等を使用する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における式典実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
競技式典専門委員会委員名簿

【委員 21名】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	氏名
スポーツ	一般財団法人甲賀市スポーツ協会	小澤 信一
	甲賀市スポーツ推進委員会	山崎 隆司
	甲賀市総合型スポーツクラブ連絡協議会	大原 克彦
	甲賀市パラスポーツ協会	竹若 茂國
	甲賀市スポーツ少年団	福井 尚子
	学校法人ルネス学園ルネス紅葉スポーツ 柔整専門学校	諸岡 正悟
競技団体	滋賀県軟式野球連盟	谷 和彦
	滋賀県ゴルフ連盟	藤野 隆行
	公益社団法人滋賀県サッカー協会	吉田 和弘
	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	雲林院 寿文
	滋賀県グラウンド・ゴルフ協会	田中 勇
	滋賀県ソフトバレーボール連盟	松井 伸二
	滋賀県障害者フライングディスク協会	西川 眞治
	滋賀県ボッチャ連盟	谷田 勝好
	滋賀県軟式野球連盟甲賀地区	大治 正雄
	甲賀市ゴルフ協会	三河 順一
	甲賀市サッカー協会	伴野 敬一
	甲賀市グラウンド・ゴルフ協会	吉田 泰啓
甲賀市	建設部建設管理課	椎野 康浩
	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	伊東 正樹
	健康福祉部障がい福祉課	竹原 勝敏

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市競技運営基本計画

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関および関係団体等と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

2. 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関および関係団体等と緊密に連携し、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう市民と力を合わせて共に創っていくことができるよう体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場、練習会場の確保・整備

県、競技団体および施設管理者等と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体および施設管理者と十分協議の上、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど計画的かつ効率的に整備を行う。

(5) 競技記録の収集および速報

県、競技団体および関係機関等と連携を図り、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに両大会に対する市民の気運づくりを図るため、県、競技団体および関係機関等と協力して開催する。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市式典基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫を凝らし、本市の特色を活かした温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 開始式

実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

競技団体および関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め、競技会に参加した多くの人と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

CD等の活用を図るなど、簡素化に努める。

(4) 炬火イベント

開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、創意工夫を凝らして実施する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

(5) 歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報に関する事。 4 市民運動に関する事。 5 歓迎及び接伴に関する事。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防防災に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL : 0748-69-2253 FAX : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

